

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第5項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【中間会計期間】	第59期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271-8920(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271-8920(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年11月8日に提出いたしました第59期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

主たる訂正内容としては、差入保証金について、回収期間の長期化を踏まえた会計上の見積もりの変更に基づき、評価方法の見直しを行ったことにより、貸倒引当金の追加計上を行うものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

お墓事業

b. 納骨堂

葬祭事業

b. 財政状態の状況

資産

純資産

第4 経理の状況

2 監査証明について

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(2) 中間損益計算書

(3) 中間キャッシュ・フロー計算書

注記事項

セグメント情報等

収益認識関係

1 株当たり情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 中間会計期間	第59期 中間会計期間	第58期
会計期間	自2023年 4月1日 至2023年 9月30日	自2024年 4月1日 至2024年 9月30日	自2023年 4月1日 至2024年 3月31日
売上高 (千円)	1,503,956	1,117,619	2,848,018
経常利益又は経常損失() (千円)	107,194	120,648	151,356
中間(当期)純利益又は中間純損失() (千円)	259,108	113,512	210,451
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,865,754	1,865,754	1,865,754
発行済株式総数 (株)	16,030,005	16,030,005	16,030,005
純資産額 (千円)	3,363,914	3,202,438	3,315,618
総資産額 (千円)	6,792,156	6,245,095	6,527,183
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失() (円)	16.31	7.08	13.19
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.5	51.2	50.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	76,973	86,127	90,706
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	384,241	80,887	351,858
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	706,604	88,003	829,710
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	424,662	189,663	282,907

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、子会社及び関連会社がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、第55期からの新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う、政府による緊急事態宣言の発出、外出自粛要請や埋葬の選択肢の多様化等の影響を受け、お墓事業においては来園者(見学者)数の急減、葬祭事業においては会葬者が激減した結果、業績が急速に悪化しました。

さらに、宗教法人が納骨堂を開発する際の資金の一部を当社が債務保証しており、宗教法人との契約に基づく納骨堂の販売が計画通りに進捗しなかったため、債務保証の履行により、当社の資金繰りを圧迫しました。

そのため当社は、借入金の返済について取引金融機関と協議し、当面の返済について猶予を受けることで合意しました。

しかしながら、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、このような状況を速やかに解消するため、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む営業施策を抜本的に見直すことにより、納骨堂の拡販を図り当該リスクに対処して参ります。

資金面につきましては、手元流動性の確保に努めるべく全ての取引金融機関と協議を行い、今後も継続的な支援が得られるよう交渉して参ります。

また、これらに限らず諸施策を遂行することにより、当該状況を早期に解消し、経営基盤の強化及び安定に努めて参ります。

この結果、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、設備投資や名目賃金の増加、インパウンド消費の劇的な回復等、経済活動の正常化に向けた動きが見られたものの、足元では、円安に起因した物価高や実質賃金の減少等の要因による消費者の家計防衛意識は根強いものがあり、先行き不透明な状況を包含する形で終えました。

当社が属するメモリアル市場は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、お墓事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い低価格帯の樹木葬等の需要が増加しており、旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

一方、首都圏の居住者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は緩やかに増加しております。

こうした流れに対応すべく、当社は、消費者ニーズに寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を提供するため、既存霊園の改造、増設を行うと同時に旧来の一般墓や国産墓石の販売強化や境内墓地の取り扱いを行うと共に、供養の全てを網羅した納骨堂(室内陵墓)の販売拡大に取り組んでおります。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が進むと共に、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により施行単価が伸び悩む傾向があるものの、コロナ禍により自粛傾向にあった通夜式を執り行うご葬家が戻ってきております。

このような環境下、当社は、「後悔のない葬儀式」を提供すべく魅力的なプランを開発し、低価格競争からの脱却を継続して行っております。

全社的マーケティング戦略としては、会報誌を春夏秋冬に配布することに加え、コロナ禍により少人数に限定していた終活セミナーやイベントを積極的に開催し受注に繋げる施策を継続して行うと同時に、さくら・あおい倶楽部会員に対して墓石、納骨堂、葬儀及び仏壇等を会員価格で提供するだけでなく、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする「総合シニアライフサポート企業」として発展することを目指しております。

その一環として、これまで縦割りであった組織の変革を目的として、2024年7月1日に、お墓事業本部、葬祭事業本部及び終活事業部を営業本部に統合の上、営業本部の下に、本店営業部、東東京営業部、西東京営業部、神奈川営業部、中部・関西営業部を設置し、それぞれの拠点が当社における全てのサービスをご案内できる総合窓口となることにより横串の体制を整え、収益並びに企業価値の拡大に取り組んでおります。

しかしながら、当中間会計期間においては、円安に起因した物価高等による消費者の将来に対する不安は依然根強く、その煽りを受けたこと等の要因により前中間会計期間と比べ減収減益となりました。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高11億1千7百万円(前年同中間期比25.6%減)、営業損失7千万円(前年同中間期は営業利益1億7千万円)、経常損失1億2千万円(前年同中間期は経常利益1億7百万円)、中間純損失1億1千3百万円(前年同中間期は中間純利益2億5千9百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

お墓事業

a．屋外墓地

屋外墓地(一般墓、樹木葬を含む)につきましては、高齢者の増加により成約件数は堅調に推移しているものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

それに対し、樹木葬や共有墓等の需要は急増しており、当社は、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設、業務提携先である株式会社アンカレッジが得意とする花と眠る境内型樹木葬を共同開発する等、販売力強化に努めております。

また、「近隣で良いお寺があれば、ご先祖を含め永続的に供養をお願いしたい。」という消費者ニーズに対応すべく、「お寺と協同した供養の提供」を戦略とし、安心できるお寺をお探しの方と寺院を繋ぐため、前事業年度より「境内墓地」の取り扱いを開始し好評を得ております。

しかしながら、当中間会計期間は、消費者の節約志向等により施工単価が伸びず、収益は減少しました。

売上高は、3億7千3百万円(前年同中間期比38.7%減)となりました。

b．納骨堂

納骨堂につきましては、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の募集代行を行っております。

消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える重厚な近代的設備を備えたお墓の形態であり、主要な駅から徒歩圏内という利便性も兼ね備えております。

また、赤坂一ツ木陵苑においてはデジタルサイネージ機能「家系樹」を実装しており、家系図、故人の情報を含むパネル式情報端末を作成しタッチパネルによる閲覧機能を兼ね備えた新たなサービスは、今後の納骨堂収益に寄与するものと確信をもって提供しております。

しかしながら、当中間会計期間は、来園者数が前年同中間期に比べ減少したことに伴い成約件数も減少しております。

売上高は、7千7百万円(前年同中間期比9.4%減)となりました。

葬祭事業

葬祭事業につきましては、死亡者数が年々増加傾向にある中、ご葬家に対して後悔のない葬儀式を提供することを念頭に、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めております。

それに加え、新たな取り組みとして、仏教の儀式に則った丁寧な葬儀を求めらるご葬家の要望に応えるため、前事業年度に歴史ある寺院の本堂にて寺院の宗派の法式によって執り行える「本堂葬儀」を開発し、荘厳且つ格調高い葬儀を提供し好評を得ております。

しかしながら、当中間会計期間は、円安による物価高等に起因した消費者の節約志向の高まりから、一日葬等の受注比率が高まった結果、施行単価を押し下げました。

売上高は、6億6千6百万円(前年同中間期比17.5%減)となりました。

b. 財政状態の状況

当中間会計期間末における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ、1億3千万円減少し、6億3千1百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金9千3百万円、完成工事未収入金1千4百万円及び売掛金1千5百万円の減少等によるものであります。

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ、1億5千万円減少し、56億9百万円となりました。その主な要因は、差入保証金5千万円の増加、建物(純額)3千2百万円及び投資その他の資産のその他に含まれる保険積立金1億3千3百万円の減少等によるものであります。

この結果、総資産は、62億4千5百万円となり、前事業年度末に比べ2億8千2百万円減少いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ、1億8百万円減少し、24億3百万円となりました。その主な要因は、1年内返済予定の長期借入金4千3百万円、買掛金1千3百万円、流動負債のその他に含まれる預り金3千8百万円及び未払費用1千6百万円の減少等によるものであります。

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ、6千万円減少し、6億3千9百万円となりました。その主な要因は、長期借入金3千7百万円及び退職給付引当金1千8百万円の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は、30億4千2百万円となり、前事業年度末に比べ1億6千8百万円減少いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ、1億1千3百万円減少し、32億2百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金1億1千3百万円の減少等によるものであります。

この結果、自己資本比率は51.2%(前事業年度末は50.8%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ9千3百万円減少し、1億8千9百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、8千6百万円(前年同中間期は7千6百万円の獲得)となりました。これは主に、営業収支による支出7千1百万円、利息の支払2千3百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、8千万円(前年同中間期は3億8千4百万円の獲得)となりました。これは主に、保険積立金の解約による収入1億5千3百万円、差入保証金の純増による支出6千5百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、8千8百万円(前年同中間期は7億6百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出8千1百万円、短期借入金の純減による支出4百万円等によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,030,005	16,030,005	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	16,030,005	16,030,005	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	16,030,005	-	1,865,754	-	1,516,994

(5)【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
バリューアップ・ファンド 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	7,023	43.84
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区赤坂1-8-1)	200	1.25
BNP PARIBAS, TAIPEI BRANCH (常任代理人 BNPパリバ証券 株式会社)	4/F, 52 MIN SHENG EA ST ROAD, SEC 4, TAI PEI 105, TAIWAN, R. O.C. (東京都千代田区丸の内1-9-1)	184	1.15
青柳 弘昭	長野県塩尻市	176	1.10
北口 敏文	静岡県磐田市	171	1.07
安達 武生	東京都中央区	141	0.88
倉田 善徳	奈良県吉野郡	120	0.75
澁澤 憲	群馬県太田市	100	0.62
ニチリョク役員持株会	東京都中央区八重洲1-7-20	98	0.61
黒須 友香	宮城県仙台市	92	0.58
計	-	8,306	51.85

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりま
す。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,016,000	160,160	-
単元未満株式	普通株式 4,405	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,030,005	-	-
総株主の議決権	-	160,160	-

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニチリョク	東京都中央区八重洲一丁目7番20号	9,600	-	9,600	0.06
計	-	9,600	-	9,600	0.06

(注) 上記のほか、単元未満株式65株を所有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 相談役	杉本 卓士	2024年8月31日

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 営業本部長 兼営業本部中部・関西営業部長	取締役 終活事業部長兼お墓事業本部 納骨堂営業部長兼赤坂支店長	三浦 理砂	2024年7月1日
取締役 相談役	代表取締役社長 お墓事業本部長兼第1営業部長	杉本 卓士	2024年7月1日
常務取締役 営業サポート本部長	常務取締役 マーケティング本部長 兼葬祭事業本部長兼葬祭3部長	尾上 正幸	2024年7月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27.3%)

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の中間財務諸表については、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	282,907	189,663
完成工事未収入金	30,282	16,143
売掛金	95,820	80,746
永代使用権	148,364	145,694
未成工事支出金	96,691	108,462
原材料及び貯蔵品	48,714	55,528
その他	59,506	35,525
貸倒引当金	89	110
流動資産合計	762,199	631,655
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	427,815	395,445
土地	1,243,268	1,243,268
その他(純額)	3,705	3,855
有形固定資産合計	1,674,789	1,642,569
無形固定資産	36,950	34,447
投資その他の資産		
長期貸付金	24,277	23,677
差入保証金	4,825,711	4,876,314
長期未収入金	418,702	418,147
霊園開発協力金	-	9,414
その他	346,734	211,720
貸倒引当金	1,566,680	1,606,601
投資その他の資産合計	4,048,744	3,932,673
固定資産合計	5,760,484	5,609,690
繰延資産	4,500	3,750
資産合計	6,527,183	6,245,095
負債の部		
流動負債		
買掛金	73,428	59,904
短期借入金	588,467	583,680
1年内返済予定の長期借入金	1,456,980	1,413,355
未払法人税等	8,190	16,514
賞与引当金	62,828	52,580
その他	321,532	277,298
流動負債合計	2,511,426	2,403,334
固定負債		
長期借入金	388,121	350,327
退職給付引当金	163,855	145,653
役員退職慰労引当金	53,780	62,093
その他	94,380	81,248
固定負債合計	700,137	639,322
負債合計	3,211,564	3,042,657

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,865,754	1,865,754
資本剰余金	1,516,994	1,516,994
利益剰余金	63,749	177,262
自己株式	2,790	2,790
株主資本合計	3,316,209	3,202,696
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	590	258
評価・換算差額等合計	590	258
純資産合計	3,315,618	3,202,438
負債純資産合計	6,527,183	6,245,095

(2) 【中間損益計算書】

(単位 : 千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	1,503,956	1,117,619
売上原価	448,254	333,194
売上総利益	1,055,702	784,425
販売費及び一般管理費	885,506	855,379
営業利益又は営業損失 ()	170,196	70,953
営業外収益		
受取利息	567	249
受取配当金	183	183
受取賃貸料	2,408	1,508
受取手数料	234	175
協賛金収入	-	1,786
受取販売奨励金	1,272	2,505
保険解約返戻金	-	8,953
未払配当金除斥益	1,245	-
その他	2,641	2,993
営業外収益合計	8,552	18,355
営業外費用		
支払利息	26,506	22,025
新株発行費	8,574	-
貸倒引当金繰入額	28,955	37,588
その他	7,519	8,435
営業外費用合計	71,554	68,050
経常利益又は経常損失 ()	107,194	120,648
特別利益		
固定資産売却益	134,488	-
特別利益合計	134,488	-
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 ()	241,683	120,648
法人税、住民税及び事業税	4,763	4,558
法人税等調整額	22,188	11,694
法人税等合計	17,425	7,136
中間純利益又は中間純損失 ()	259,108	113,512

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	1,473,173	1,147,854
原材料又は商品の仕入れによる支出	425,401	331,049
人件費の支出	495,915	458,839
その他の営業支出	425,836	429,740
小計	126,019	71,775
利息及び配当金の受取額	791	190
利息の支払額	29,893	23,288
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	19,944	8,745
営業活動によるキャッシュ・フロー	76,973	86,127
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	704
有形固定資産の売却による収入	630,127	4,000
貸付金の回収による収入	4,900	600
霊園開発協力金の回収	3,104	2,813
差入保証金の差入による支出	309,788	104,384
差入保証金の回収による収入	69,591	38,410
保険積立金の解約による収入	-	153,738
その他	13,693	13,586
投資活動によるキャッシュ・フロー	384,241	80,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	504,250	62,750
短期借入金の返済による支出	515,837	67,536
長期借入金の返済による支出	729,725	81,918
株式の発行による収入	35,840	-
配当金の支払額	-	165
その他	1,132	1,132
財務活動によるキャッシュ・フロー	706,604	88,003
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	245,389	93,243
現金及び現金同等物の期首残高	670,051	282,907
現金及び現金同等物の中間期末残高	424,662	189,663

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1)東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高11億5千万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：会社の破産・清算等及び返済を遅延したとき

特記事項：決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。
- c. 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債E B I T D A倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債E B I T D A倍率 = (短期借入金 + 1年以内返済予定の長期借入金 + 1年内償還予定の社債 + 長期借入金 + 社債 + リース債務) ÷ (営業損益 + 減価償却費)

(2)宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高4億3千6百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：借入人または保証人の破産・清算等及び返済を遅延したとき

特記事項：保証人の決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(中間貸借対照表関係)

保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
宗教法人威徳寺(金融機関等からの借入に対する保証)	465,164千円	436,795千円
計	465,164	436,795

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
従業員給与及び手当	357,285千円	302,468千円
賞与引当金繰入額	69,974	52,580
退職給付費用	4,169	6,935
役員退職慰労引当金繰入額	6,616	8,313
広告宣伝費	156,723	157,755
減価償却費	34,315	33,955

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	424,662千円	189,663千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	-	-
現金及び現金同等物	424,662	189,663

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間損益計算 書計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	609,945	85,190	808,820	1,503,956	-	1,503,956
セグメント利益又は損失()	182,745	32,066	315,153	465,832	295,636	170,196

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 295,636千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間損益計算 書計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	373,740	77,141	666,738	1,117,619	-	1,117,619
セグメント利益又は損失()	70,820	31,413	206,473	245,881	316,834	70,953

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 316,834千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	493,950	8,022	-	501,973
霊園管理費	48,094	<u>20,000</u>	-	<u>68,094</u>
募集手数料	10,811	53,660	-	64,472
納骨手数料	17,050	1,720	-	18,770
葬儀、法要	-	-	789,643	789,643
その他	40,038	1,787	19,176	61,002
顧客との契約から生じる収益	609,945	<u>85,190</u>	808,820	<u>1,503,956</u>
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	609,945	<u>85,190</u>	808,820	<u>1,503,956</u>

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	314,530	7,526	-	322,056
霊園管理費	24,919	<u>20,000</u>	-	<u>44,919</u>
募集手数料	4,804	46,322	-	51,127
納骨手数料	8,465	1,540	-	10,005
葬儀、法要	-	-	649,336	649,336
その他	21,021	1,752	17,401	40,175
顧客との契約から生じる収益	373,740	<u>77,141</u>	666,738	<u>1,117,619</u>
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	373,740	<u>77,141</u>	666,738	<u>1,117,619</u>

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益又は1株当たり 中間純損失()	16円31銭	7円8銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失() (千円)	259,108	113,512
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失 ()(千円)	259,108	113,512
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,886	16,020

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月25日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北村 ルミ子
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る訂正後の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、中間財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の中間財務諸表に対して2024年11月8日に期中レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の中間財務諸表に対して本期中レビュー報告書を提出する。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。